第　　号　単独犬登録申請書

犬名（ふりがな）	号
産地	
性別	
犬舎登録番号	記号 ― 犬舎名
毛色	
尾型	巻
体高	
生年月日	年　月　日
摘要	
交配日	年　月　日

同胎犬の登録番号（一頭だけでもよい）	

支部受付	年　月　日
扱者印	
本部受付	

繁殖者 住所氏名	㊞
父犬所有者 住所氏名	㊞
登録者 住所氏名	㊞

譲渡年月日	年　月　日	年　月　日
譲受人住所氏名		

一、父母犬

	父系	母系
犬名	号	号
秋保籍	号	号
犬舎号	産地	産地
毛色	尾	尾
生年月日	年　月　日	年　月　日
体高		
賞歴		

二、祖父母犬

父	秋保	犬舎	母	秋保	犬舎	父	秋保	犬舎	母	秋保	犬舎
号	号	産地	号	号	産地	号	号	産地	号	号	産地

三、曽祖父母犬

父	母	父	母	父	母	父	母
号	号	号	号	号	号	号	号
秋保　犬舎	秋保　犬舎	秋保　犬舎	秋保　犬舎	秋保　犬舎	秋保　犬舎	秋保　犬舎	秋保　犬舎

本申請書の記載事項に相違なく単独登録を申請致します　平成　　年　　月　　日

右登録申請書記載事項の細目に相違ないことを証明致します。　㊞

秋保会員　㊞

所有者住所氏名　㊞

注意

虚偽の記載又は証明をなした場合、本会犬籍登録規程第二十三条・第二十五条の定めるところにより必要の措置がなされる。

① 登録は本会会員であること。
② 父母犬が本会または本会の承認せる他団体（日保・秋協・JKC）の犬籍を有すること。
③ 父母犬または登録犬が他団体（日保・秋協・JKC）犬籍である場合は、その血統を証する資料（当該犬の血統書が好ましい）を添付しなければならない。
④ 犬名はなるべく性別に適合したものとし、必ずふりがなをつけること。
⑤ 本申請書の血統事項にある犬名と同一犬名は登録できない。
⑥ 出産後三ケ月以上経過したものは単独犬登録となります。
⑦ 父犬所有者より事前に交配報告が届かない場合は登録する事ができない。

◎「本申請書はこのまま犬籍台帳となり永久に保管されますから字は楷書ではっきり書き、必ず所属支部経由の上申請を願います。」

諸料金

1	一胎仔犬登録料	一頭につき	三、五〇〇円
2	単独犬登録料	一頭につき	八、〇〇〇円
3	犬舎号登録料	一件	五、〇〇〇円
4	血統書料及び血統書再発行料	一枚につき	三、〇〇〇円
5	登録証明書再発行料	一枚につき	三、〇〇〇円
6	血統書又は登録証明書記載事項追記手数料	一件	二、〇〇〇円
7	譲渡名義変更料	一件	三、〇〇〇円
8	犬名報告遅延料	一件	三、〇〇〇円
9	交配報告違反金	一件	四、〇〇〇円

※料金は規程改正により変更されることもあります。

社団法人 秋田犬保存会
事務所 秋田県大館市字三ノ丸十三―一
電話 （〇一八六）四二―二五〇二(代)
郵便番号 〇一七―八六九一

（H24・10 印刷）